



平成13・06・18原第18号

平成13年6月25日

出光興産株式会社

代表取締役社長 出光 昭 殿

経済産業大臣 平沼 赳夫

出光興産株式会社出光愛知製油所第3号発電設備の環境影響評価書に係る確定
通知について

平成13年6月18日付けで提出のあった環境影響評価書について、電気事業法第46条の17第1項の規定により、審査した結果、環境の保全について適正な配慮がなされていると認められるため、同法第46条の17第2項の規定に基づき、変更すべき必要がない旨、通知する。